

エネルギー等価格高騰 重点生活支援給付金のご案内

R6.1.22 版

電力・ガスなどのエネルギーをはじめ、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、生活・暮らしへの支援のため、令和 5 年度の課税情報を基に対象となる世帯に給付を実施します。

1 支給対象世帯及び支給額

令和 5 年 12 月 1 日現在において恵庭市にお住まいの世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

(1) 令和 5 年度分の住民税均等割のみ課税世帯 ⇒ 支給額 **13 万円**

「住民税均等割のみ課税世帯」とは下記*のいずれかです。

*令和 5 年度分の住民税均等割のみ課税されている方だけで構成される世帯

*令和 5 年度分の住民税均等割のみ課税世帯 + 非課税の方だけで構成される世帯

(2) 世帯全員が、令和 5 年度分の住民税所得割の額(都道府県民税及び市区町村民税の合算額)が 1 万円以下の所得である世帯 ⇒ 支給額 **2 万円**

※世帯のうち、お一人でも住民税所得割の額が 1 万円を超える方がいる場合は、支給の対象となりません。

ただし次に該当する場合は、対象となりません。

- ・世帯の全員が、**住民税が課税されている別世帯の親族等から扶養を受けていて**、その課税額が要件を超える場合

【参考】

住民税は、一定の所得以上の方に「均等割」が課税され、さらに一定の所得以上の方に「所得割」が課税される仕組みとなっています。「一定の所得」は世帯の状況や自治体により異なりますが、恵庭市では次の表のとおりとなります。

世帯状況	右以下の所得額	均等割が課税されない所得額	左を超え右以下	所得割が課税されない所得額	左を超える所得額
単身	住民税 非課税	42 万円	均等割のみ 課税	45 万円	均等割+所得 割課税
世帯主+扶養 1 名		93 万円		112 万円	
世帯主+扶養 2 名		125 万円		147 万円	
世帯主+扶養 3 名		157 万円		182 万円	

2 支給方法

令和 5 年 12 月 1 日時点で恵庭市にお住まいの世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯へ下記案内文書を発送します。

① 令和 5 年 1 月 1 日以前から恵庭市にお住まいの世帯

➔ 対象の世帯に「**確認書**」を送付します。

内容をご確認の上、同封の返信用封筒にて返信してください。

② 令和 5 年 1 月 2 日以降に世帯の全員又は一部が恵庭市に転入された世帯

➔ 対象の可能性のある世帯に「**申請書**」を送付します。

支給対象に該当する世帯であることを確認できる書類などを添付し、同封の返信用封筒にて返信してください。

なお、申請書を送付していても対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**「確認書」及び「申請書」は、令和 6 年 2 月中旬に発送します。
振込の目安は、お申込み頂いてから約 1 か月程度となっております。**

3 申請期限

令和 6 年 3 月 25 日(月)

【お問い合わせ先】

恵庭市保健福祉部福祉課 エネルギー等価格高騰重点生活支援給付金担当

TEL0123-33-3131 内線 2934

<受付;平日 8:45~17:15>

本給付金の給付を装った特殊詐欺などにご注意ください。